

経済産業省主催

イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) に関するオンライン説明会

EY税理士法人、EY新日本有限監査法人

2024年9月25日



開会の挨拶



プログラム

	Program	Speakers	
1	開会の挨拶	山中 悠揮	経済産業省
2	イノベーション拠点税制とは	齋藤 健	経済産業省
3	海外動向	荒木 知	EY税理士法人
4	事務連絡	中前 佳那子	EY新日本有限責任監査法人
5	閉会の挨拶	小知和 裕美	EY新日本有限責任監査法人

イノベーション拠点税制とは

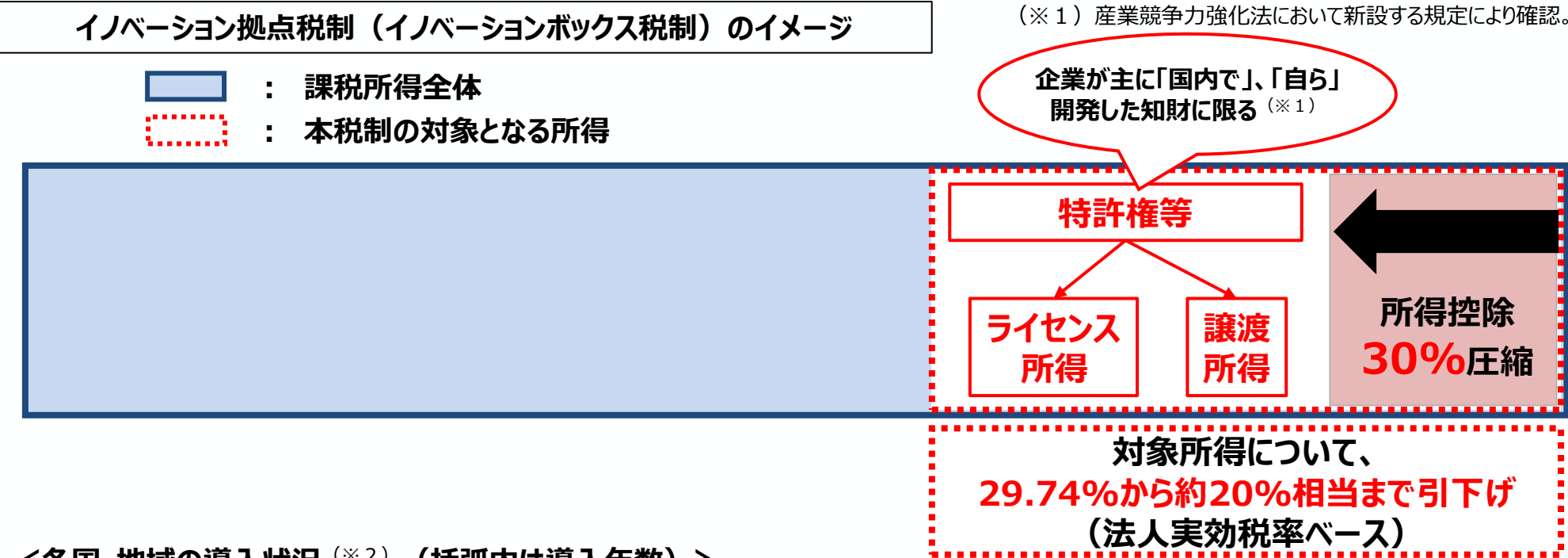
イノベーション拠点税制と研究開発税制について

2024年9月25日

イノベーション・環境局 研究開発課

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設

- イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）を令和6年度税制改正にて創設。
- 2000年代から欧州各国で導入が始まり、直近ではシンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討が進展。



<各国・地域の導入状況 (※2) (括弧内は導入年数)>

フランス（2001）、ベルギー（2007）、オランダ（2007）、イギリス（2013）、韓国（2014 ※3）、アイルランド（2016）、インド（2017）、イスラエル（2017）、シンガポール（2018）、スイス（2020）、香港（2024）

(※2) 米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在

(※3) 韓国では中小企業を対象とした制度

(参考) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の概要

- 措置期間：7年間（令和7年4月1日施行）
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式

$$\text{損金算入額 (所得控除額)} = \text{制度対象所得 対象となる知的財産権 由来の所得} \times \text{自己創出比率} \times \text{所得控除率(30\%)}$$

①対象となる知的財産権

- 特許権
- AI関連のソフトウェアの著作権
(令和6年4月1日以後に取得したもの)

②対象となる所得

- ライセンス所得
(関連者からのライセンス所得を除く。)
- 譲渡所得
(関連者又は国外の法人からの譲渡所得を除く。)

③自己創出比率の計算方法

- 企業が主に「国内で」、
「自ら」行った研究開発の
割合

※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{適格研究開発費 (※1)}}{\text{研究開発費合計額 (※2)}}$$

(※1) 適格研究開発費：研究開発費合計額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のもの。

$$\begin{aligned} \text{適格研究開発費} = & (\text{研究開発費の額}) - (\text{対象知財の取得費・支払ライセンス料}) \\ & - (\text{国外関連者への委託試験研究費}) - (\text{PEで行った事業に係る研究開発費}) \end{aligned}$$

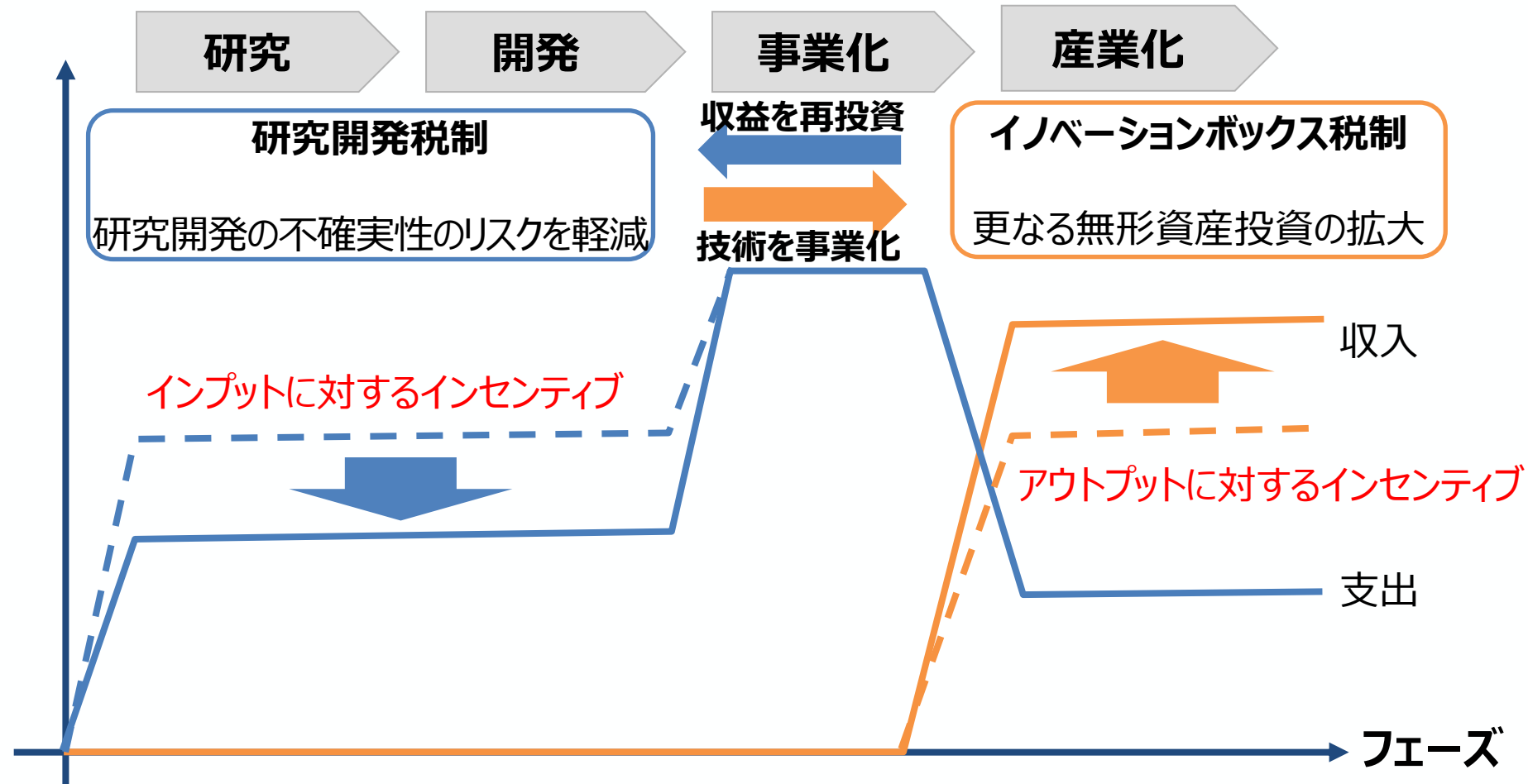
(※2) 研究開発費合計額：当期及び前期以前（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る）において生じた研究開発費の額（※3）のうち、その特許権譲渡取引に係る特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額。

(※3) 研究開発費の額：研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額。

(参考) 研究開発税制とイノベーション拠点税制との関係

- 研究開発税制は、研究開発の不確実性のリスクを軽減し研究開発投資を促進するもの。
- その上で、イノベーション拠点税制は、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を一層促すもの。

→研究開発投資の促進と無形資産投資の促進の両輪でイノベーションを推進することが必要



ネクサスアプローチについて

- OECDにおいて、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS）に対処するため、2012年よりBEPSプロジェクト（税源浸食と利益移転への取組）を立ち上げ。
- 2015年にOECDから公表された最終レポートにおいて、イノベーションボックス税制（IP tax regime）に関する新たな課税の枠組み（Nexus approach）を策定。

ネクサスアプローチの概要

- ネクサスアプローチは、各国のイノベーションボックス税制（IB税制）を決まった枠組みに誘導するものではなく、他国に有害な影響を与えない制度となるよう、最低限の基準を示したものという建てつけ
- ネクサスアプローチの大まかな内容は、IB税制の恩恵を受ける納税者（企業）が、国内で自ら研究開発を行うことで取得したIP資産から得られた所得に対する範囲内で優遇制度の恩恵を受けることを許容するというもの（所得と支出の間に直接的なネクサス（つながり）があることを要求）
- 他方で、①対象となる知的財産の範囲、②ネクサスアプローチにおける計算式（優遇税率の恩恵を受けるための所得の計算方法）などが示されており、各国はIB税制などのIP資産に係る税制措置を導入する場合、この範囲内で制度設計を行うことが必要

(参考) ネクサスアプローチの詳細① 対象知財

適格納税者の範囲

- ① 内国法人
- ② 外国法人の国内PE
- ③ 内国法人の外国PEであって恩恵を提供する国で課税される者

対象となる知的財産の範囲

＜対象となる知的財産の範囲＞

- ① 広義の特許権（特許権のほか、植物及び遺伝学的物質に保護を与えるIP資産（育成者権）、オーファンドラッグの指定を受けた薬剤（政府機関から指定されたもの）、特許権の延長がなされたものを例示）
- ② 著作権のあるソフトウェア
- ③ 上記に該当しないもの、かつパテントの特性（有用性や新規性など）を有するIP資産であって、税務当局と関係のない政府機関によって証明手続きを受けているもの。ただし、当該資産については、グローバル売上高が5000万ユーロ以下かつ全IP資産からの収入が750万ユーロ以下の納税者に限定

(参考) ネクサスアプローチの詳細② 計算式

ネクサスアプローチにおける計算式

$$\boxed{\text{(A) IP資産から生じる全所得}} \times \frac{\boxed{\text{(B) IP資産開発のための適格支出}}}{\boxed{\text{(C) IP資産開発のための支出総額}}} = \text{制度対象所得}$$

(A) IP資産から得られる全所得

- 適格納税者がIP資産から得た所得であって、以下のものが該当
 - ① IP資産の使用料（ライセンス所得）
 - ② IP資産のキャピタルゲイン、IP資産売却時に得られたその他の所得
 - ③ IP資産を活用した製品の所得、IP資産に直接関連するプロセスの使用から組み込まれた所得

(B) IP資産開発のための適格支出

- 適格納税者によって支出されたもの、かつIP資産に関係する以下のものが該当
 - ① 納税者自身が国内で行った研究開発費
 - ② 第三者への外注費

※知的財産の取得費と関係者に対する外注費については適格支出の30%まで対象とすることが可能

(C) IP資産開発のための支出総額

- 適格納税者によって支出されたもの、かつIP資産に関係する以下のものが該当
 - ① 納税者自身が行った研究開発費
 - ② 第三者への外注費
 - ③ IP資産の取得費（ライセンスの支払料を含む）
 - ④ 関係者への外注費（第三者に該当しない他者への外注費）

(参考) ネクサスアプローチの詳細③ 適格支出

BEPS Action 5 Chapter4 F. Outsourcing

- The nexus approach would allow all qualifying expenditures for activities undertaken by unrelated parties (whether or not they were within the jurisdiction) to qualify, while all expenditures for activities undertaken by related parties – again, whether or not they were within the jurisdiction – would not count as qualifying expenditures¹⁶.
- As a matter of business practice, unlimited outsourcing to unrelated parties should not provide many opportunities for taxpayers to receive benefits without themselves engaging in substantial activities because, while a company may outsource the full spectrum of R&D activities to a related party, the same is typically not true of an unrelated party.
- Allowing only expenditures incurred by unrelated parties to be treated as qualifying expenditures thus achieves the goal of the nexus approach to only grant tax benefits to income arising from the substantive R&D activities in which the taxpayer itself engaged that contributed to the income.

<Note16>

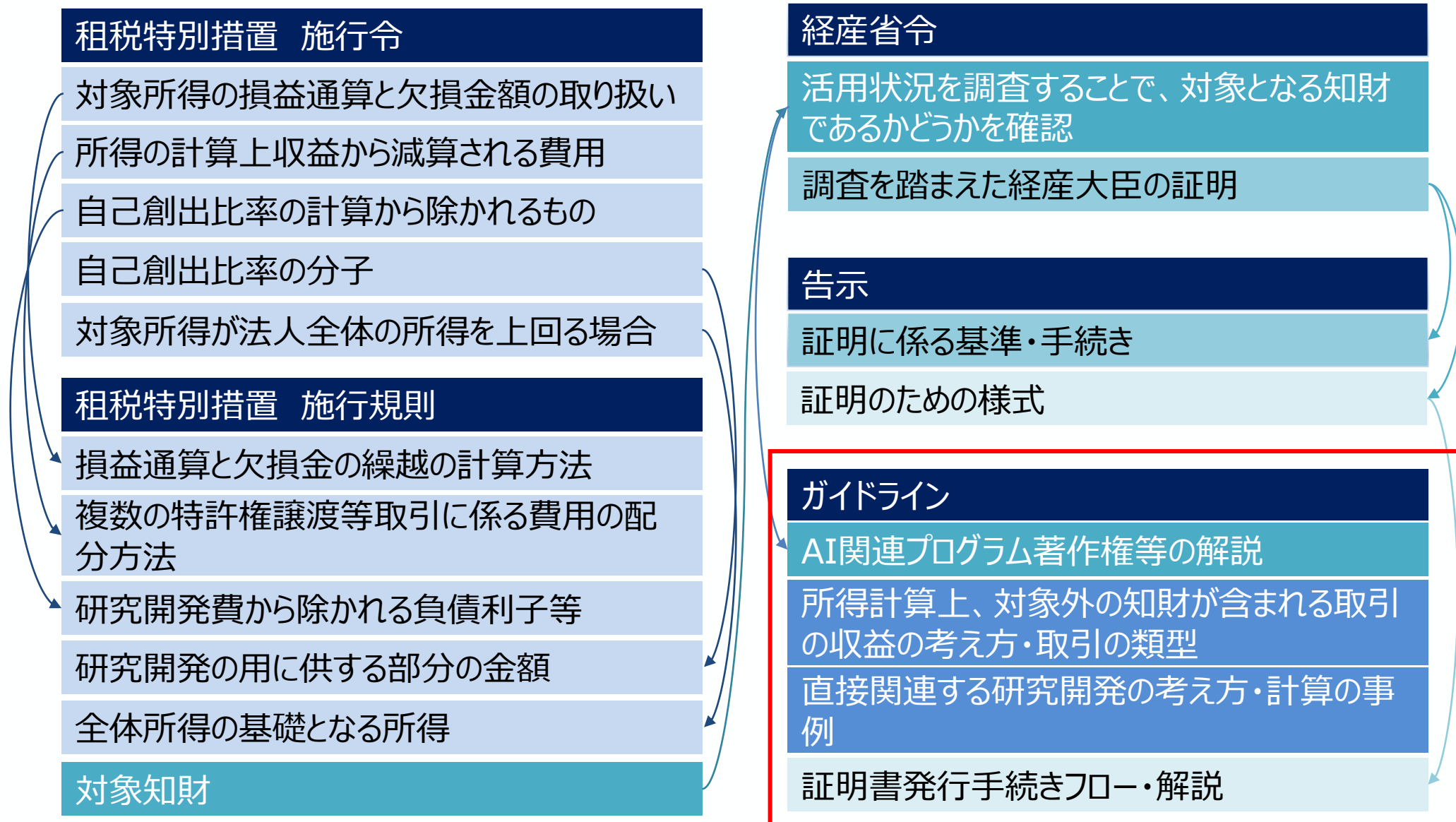
Jurisdictions that are not Member States of the European Union (EU) could modify this limitation to include all qualifying expenditures for activities undertaken by both unrelated parties and resident related parties in the definition of qualifying expenditures.

- ネクサス・アプローチでは、実際の研究開発活動の大部分について納税者自身によって行われていなければならないとされている。ネクサス・アプローチでは、関連当事者以外によって行われた活動に対する適格な支出は対象、一方、関連当事者によって行われた活動に対する支出はすべて対象外である。
- 関連当事者には研究開発活動のすべてを委託することがあるかもしれないが、関連当事者以外に対して、価値創造の根幹たる研究開発を委託するとは考えにくい。
- そのため、関連当事者以外が行った支出を対象とすることは、所得に貢献した「納税者自らの研究開発活動」から生じた所得を対象とするネクサス・アプローチの目的に合致する。

<注記16>

欧州連合(EU)加盟国でない管轄区域は、この制限を修正し、適格支出の定義に、非関連当事者と居住者関連当事者の両方が行う活動に対するすべての適格支出を含めることができる。

イノベーション拠点税制の各法令等における記載の 関係性イメージ



イノベーション拠点税制のガイドライン目次（案）

I. 制度の概要

1. 制度趣旨
2. 制度の概要

II. 対象知的財産権

1. 基本的な考え方
2. 対象となる特許権
3. 対象となるAI関連プログラム著作権
4. 特許権・AI関連プログラム著作権に共通する留意点

III. 対象となる知的財産権由来の所得

1. 基本的な考え方
2. 適格ライセンス取引
3. 適格ライセンス取引の具体例（特許権の場合）
4. 適格ライセンス取引の具体例（AI関連プログラム著作権の場合）
5. 適格譲渡取引
6. 適格譲渡取引の具体例（特許権の場合）
7. 適格譲渡取引の具体例（AI関連プログラム著作権の場合）

IV. 自己創出比率

1. 基本的な考え方
2. 研究開発費の額（分母）の算出方法
3. 適格研究開発費の額（分子）の算出方法
4. 自己創出比率計算の具体例
5. 経過措置について

V. 経産省による証明書の交付手続きについて

1. 証明書の交付手続きの概要
2. 特許権に係る確認事項、提出書類及び保管書類
3. AI関連プログラム著作権に係る確認事項、提出書類及び保管書類
4. 申告法人内における事前の確認手続きフロー
5. 経済産業省における交付手続き及び税務申告の手続きフロー

VI. 参考様式

VII. 関連法令

VIII. 問合せ先

関連スケジュール

令和5年	12月22日	令和6年度税制改正の大綱 閣議決定
令和6年	3月28日	租税特別措置法 成立
	6月21日	租税特別措置法施行令 公布
	6月24日	イノベーション投資促進研究会（キックオフ）
	7月25日	制度デザインWG①（対象知財の考え方、対象外知財を含んだ取引について 等）
	8月22日	制度デザインWG②（自己創出比率、確認スキーム 等）
	9月10日	制度デザインWG③（ガイドライン論点とりまとめ）
	10月中旬	イノベーション投資促進研究会（WG議論報告）

※ガイドラインのパブコメ開始・公表時期については検討中

ガイドライン策定の論点まとめ

1. 対象となる知的財産権由来の所得

- ① 対象知財に加え、ノウハウ・図面・データ・マイナーアップデート（バグ修正等）が含まれる取引の場合
- ② 対象知財と対象外知財が含まれている取引の場合
- ③ クロスライセンス
 - i. 元々クロスライセンス取引であったものを分けて契約し直した場合
 - ii. クロスライセンス取引において差額が生じている場合
- ④ 第三者にサブライセンス付ライセンスをして関連者にサブライセンスされる場合
- ⑤ 一つの対象知財を複数の相手先にライセンスしている場合の、収益から減算する費用（管理費用等）の算出

2. 自己創出比率

- ① 対象知財に関連する研究開発の範囲

3. 対象所得の損益通算

4. 経産省による証明書の交付手続き

- ① AI関連プログラムの証跡
- ② 一度証明を受けた内容を継続申請する場合
- ③ 手続きのスケジュール
- ④ 取引の相手方における目的・用途

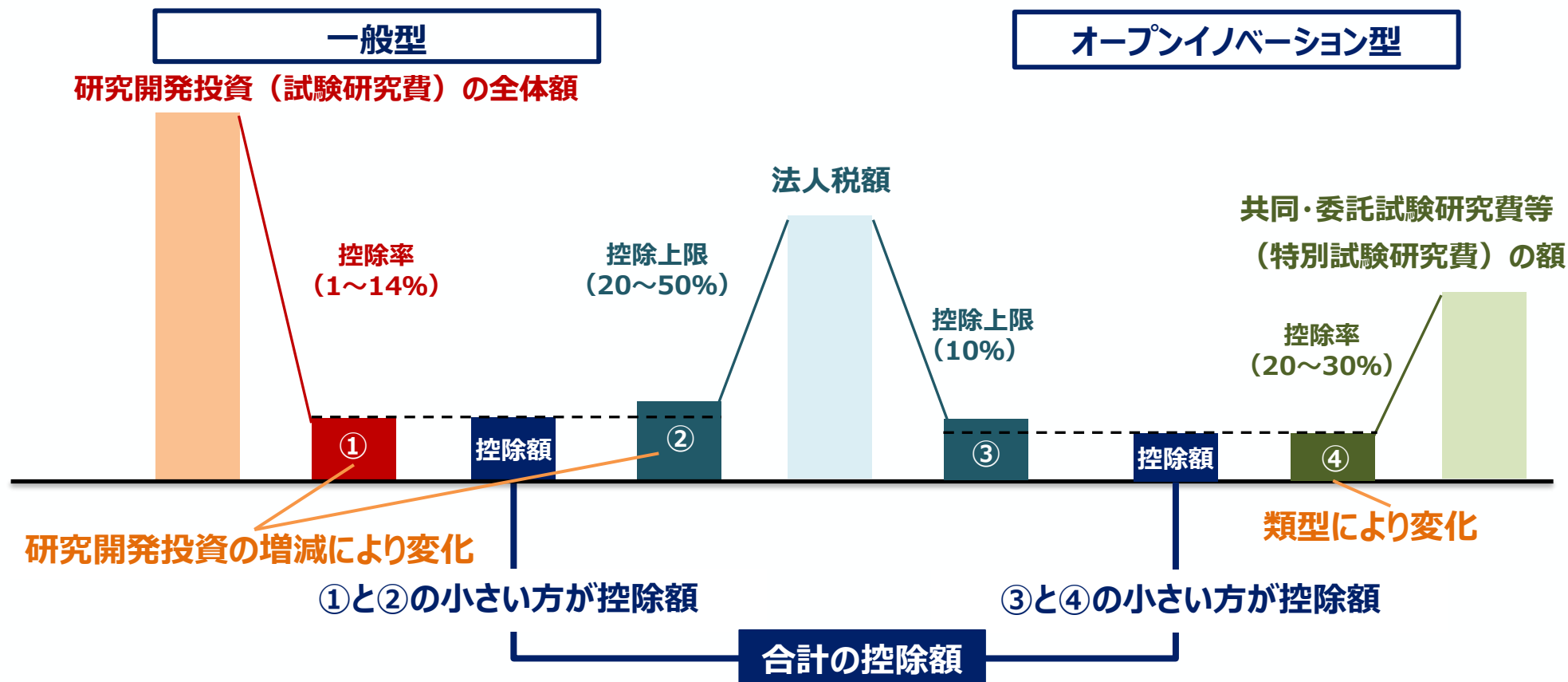
研究開発税制の全体像

- 研究開発税制は、研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除できる制度。
- 研究開発投資の全体額に適用可能な一般型（※ 1）と、2 者以上が関わる共同研究等において適用可能なオープンイノベーション型（※ 2）が存在。

※ 1 資本金1億円以下等の中小企業は、一般型よりも高い控除率を措置している「中小企業技術基盤強化税制」が適用可能。

※ 2 オープンイノベーション型を適用した試験研究費の額については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を適用することはできない。

控除額の算出のイメージ

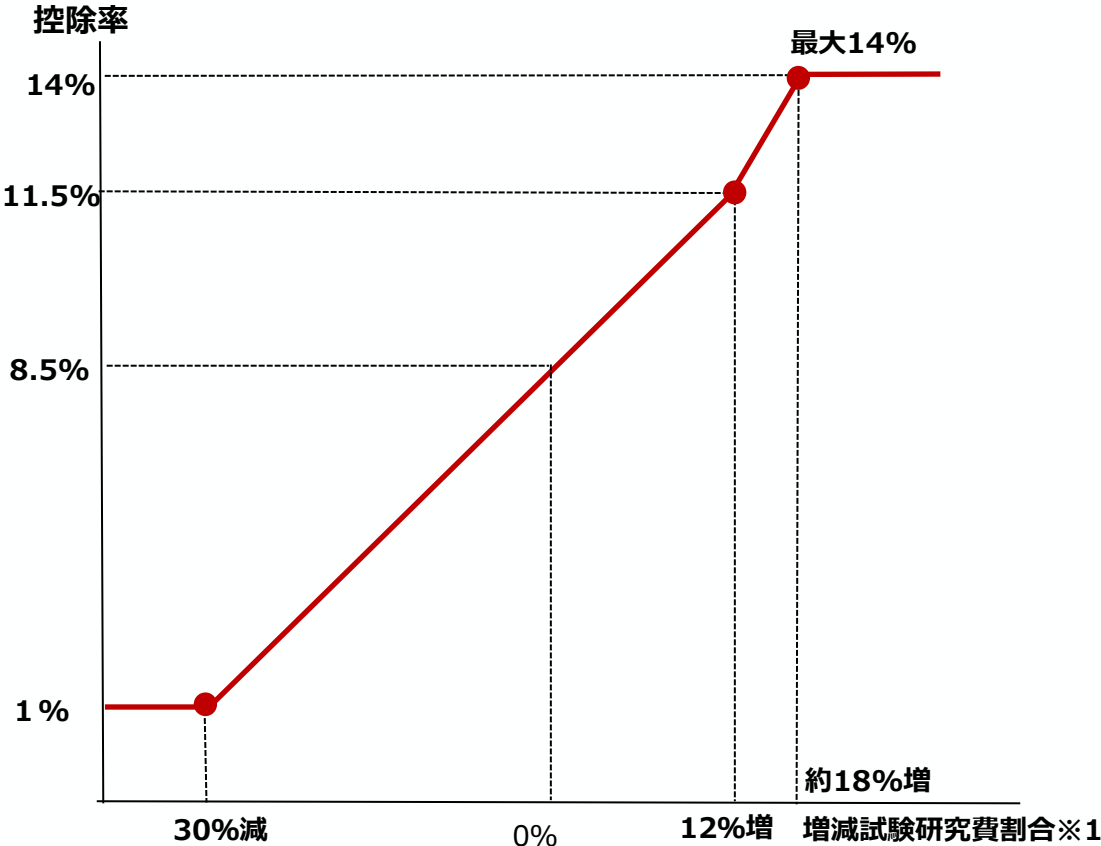


研究開発税制の概要（一般型）

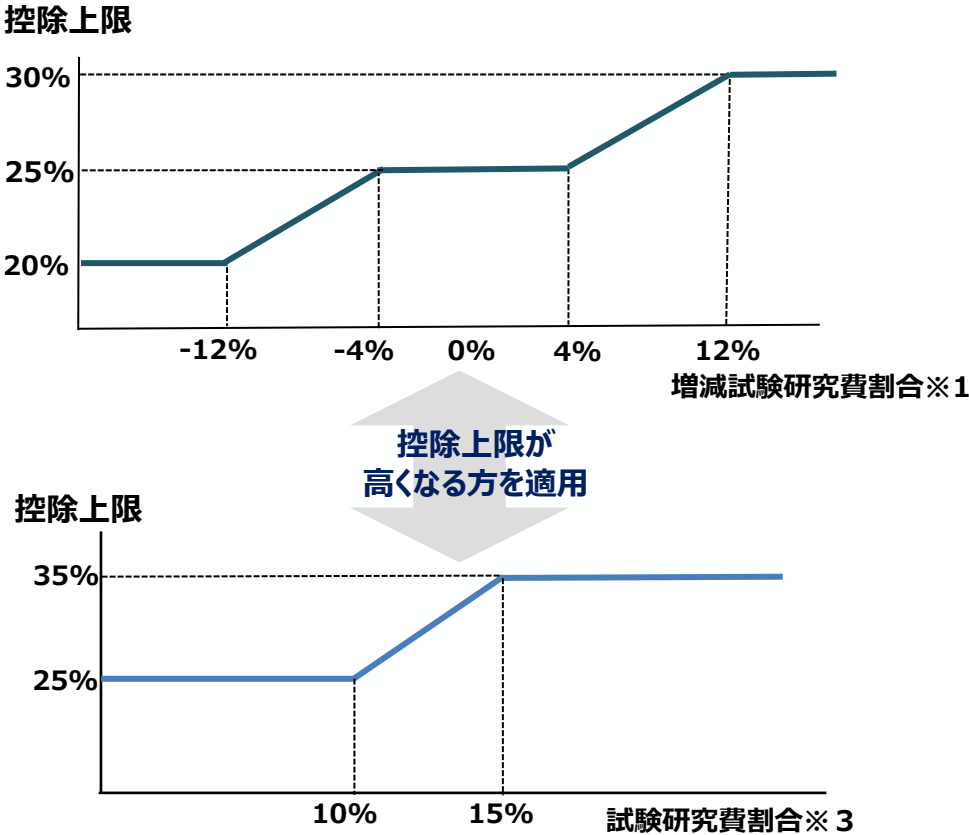
- 研究開発税制の一般型は、企業の研究開発投資の増加を促す観点から、研究開発投資額の増減に応じて、控除率等が増減する仕組みです。

この頁では令和 8 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用される控除率と控除上限について記載しています。
令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の控除率については令和 6 年度税制改正において改正がされています。

控除率の変動イメージ



控除上限の変動イメージ



※ 1 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費の額（※ 2）を減算した金額）の比較試験研究費の額に対する割合をいう。
※ 2 比較試験研究費の額とは、前 3 年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額をいう。
※ 3 試験研究費割合とは、平均売上金額（適用年及び前 3 年以内の事業年度における売上金額の平均額）に占める試験研究費の額の割合をいう。

研究開発税制の概要（オープンイノベーション型）

- 研究開発税制のオープンイノベーション型は、大学やスタートアップ等との共同研究等の金額について、法人税額の一部を控除できる制度です。
- オープンイノベーション型を利用するためには、税務申告時に書類を添付するなどの手続が必要となります。詳細は以下のガイドラインを参照してください。

【特別試験研究費税額控除ガイドライン】

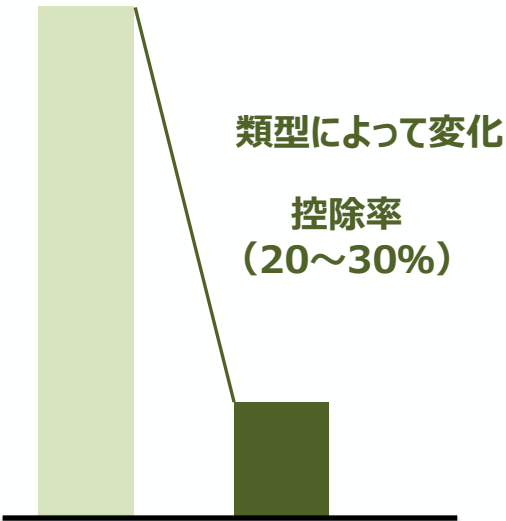
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html

こちらからもご確認いただけます▶



控除額の算出のイメージ

共同・委託試験研究費等
(特別試験研究費) の額



※最大で法人税額の10%まで

制度の類型	控除率
特別研究機関、大学等との共同・委託試験研究	30%
スタートアップ等との共同・委託試験研究	25%
その他の民間企業等との共同・委託試験研究	20%
中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究	
技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究	
高度研究人材の活用に関する試験研究	
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究	

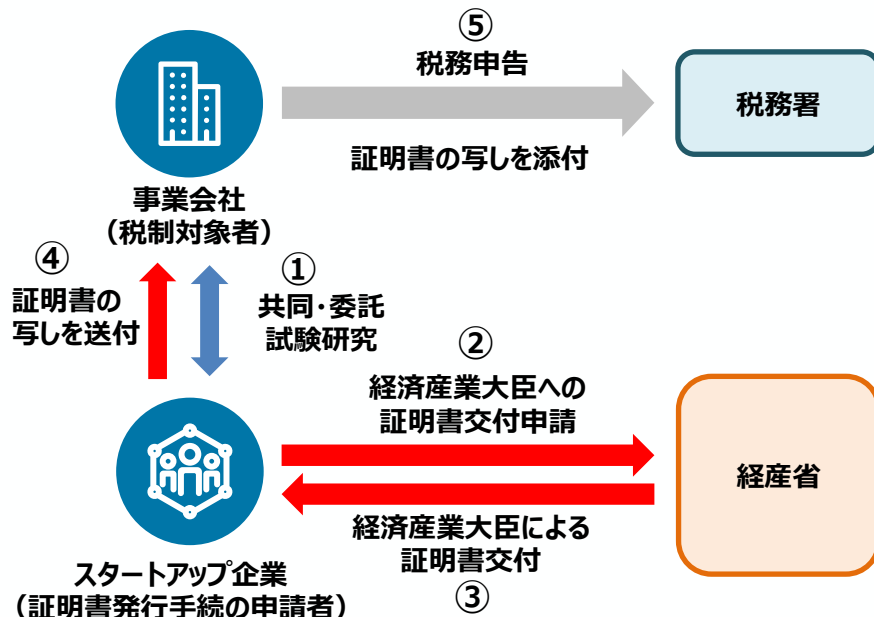
オープンイノベーション型（スタートアップとの共同研究等）

- 一定の要件を満たすスタートアップと共同・委託試験研究を行う場合には、必要となった共同・委託試験研究費の額の25%を税額控除することができます。
- この制度を利用するためには、スタートアップが要件を満たしていることについて、経産省より証明書の交付を受ける必要があります。

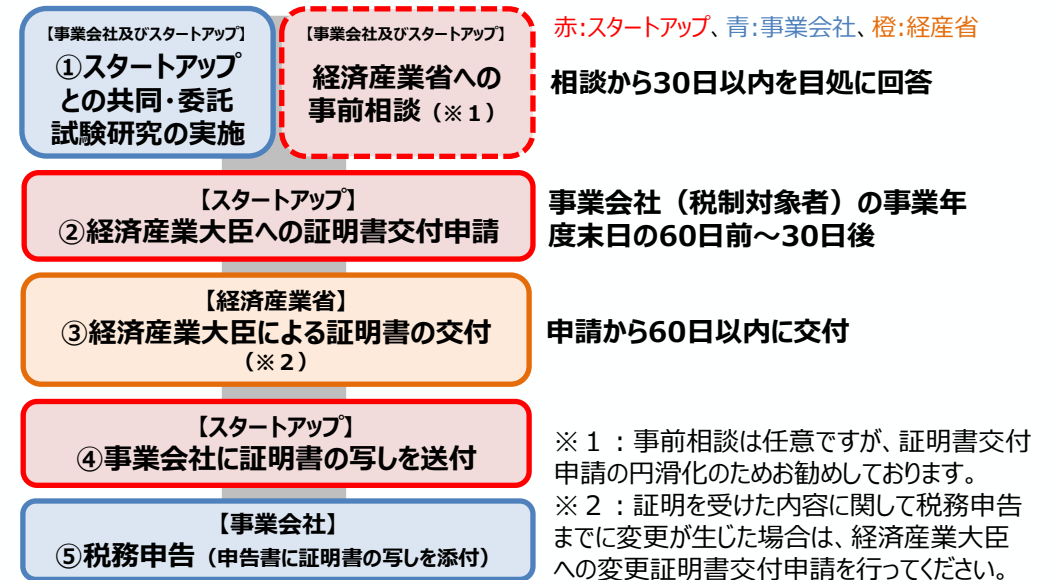
相手方となるスタートアップの要件（詳細は次頁参照）

- ① 設立15年未満（設立10年以上の場合は営業損失を生じているもの）
- ② 売上高研究開発費割合10%以上
- ③ スタートアップに対する投資を目的とする投資事業有限責任組合（VCの運営するファンド）又は研究開発法人の出資先
- ④ 未上場の株式会社かつ他の会社の子会社ではないもの 等

手続のスキーム



手続の流れ



The background of the slide features a city skyline at sunset or sunrise, with a mix of orange, yellow, and blue tones in the sky. Overlaid on this are several large, flowing, wavy lines in shades of blue and white, creating a sense of movement and depth. The lines are composed of fine, parallel lines, giving them a mesh-like appearance. The overall composition is modern and dynamic.

海外動向



イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)を巡る国際的な動向

1. グローバルアジェンダとしてのイノベーションの促進

- イノベーションの促進は重要グローバルアジェンダの一つになっている。
- 例えば、欧州連合(EU)における2024年ハンガリー議長国としてのプログラムには、欧州における科学、研究及びイノベーションの促進及びイノベーション及び技術競争における主要プレイヤーとしてのEUの強化がうたわれている。^注

注: *Programme of the Hungarian Presidency of the Council of the European Union in the Second Half of 2024*

2. パテント/イノベーションボックス税制

- パテントボックス税制あるいはイノベーションボックス税制と呼ばれる税制は、特許権やソフトウェアといった知的財産権(intellectual properties)から得られる所得に対して減税が行われる優遇税制である。
- パテント/イノベーションボックス税制は当初ヨーロッパで導入された。例えば、フランス(2000)、オランダ(2007)及びイギリス(2013)などである。
- イギリスのパテントボックスは、特許の開発、製造及び商業化に関連する高付加価値雇用をもたらし、特許技術における英国のリーダーシップを維持する観点から、英国企業に追加の優遇措置を付与することを目的として2013年に導入されている。^注

注: HM Revenue & Customs, *Corporate Intangibles Research and Development Manual* 200110 (2016)

3. パテント/イノベーションボックス税制とOECD BEPSプロジェクト

- パテント/イノベーションボックス税制は各国における国内優遇税制である。
- 他方、1990年代以降、OECDは有害な税の競争プロジェクトを推進しており、実質的な経済活動を求められないような優遇税制を有害な優遇税制としてきた。
- 2012年開始のOECDのBEPS(Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトのAction 5は有害な税の競争への取り組みであり、2015年の有害な税の競争に係るAction 5の報告書では、知的財産権への優遇税制について、実質性を担保する仕組みとしてネクサスアプローチを適用することを求めている。^注
- ネクサスアプローチとは、優遇税制の利得は納税者の研究開発活動の度合いに応じたものとする仕組みである。

注: OECD, *Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 – 2015 Final Report*.

4. 各国パテント/イノベーションボックス税制の特徴

国・地域	制度名	導入年	特徴
イギリス	Patent Box	2013	パテントボックス税制が活発に活用されているヨーロッパの主要国。ソフトウェアは対象外。「適切かつ合理的」な処理について納税者の判断が求められる部分が多い。
オランダ	Innovatiebox	2007	WBSO(Wet Bevordering Speur- en Ontwikkelswerk)と呼ばれる研究開発税制の適用を前提。対象所得の算定手法について税務局(Belastingdienst)との合意による部分が多い。
フランス	IP Box	2000	特許やソフトウェアのライセンス所得及び譲渡所得を対象にする一方、いわゆるembedded IPは対象外。
シンガポール	Intellectual Property Development Incentive	2018	アジアにおいてイノベーションボックス税制導入に先行。対象所得はIPの商業的活用に基づく所得とされ、embedded IPは対象であるが譲渡所得は対象外とされる。経済開発委員会(EDB)への申請を要する。
香港特別行政区	Patent Box (専利盒)	2024	2024年7月に法制化。対象IPとして種苗権も含む。海外に登録された特許も経過措置的に対象。対象所得としてembedded IPからの所得や保険金、損害賠償金なども含む。

5. パテント/イノベーションボックス税制の活用状況

- 各国パテント/イノベーションボックス税制の活用状況及び効果についてデータの蓄積が多いとは言えない。
- 例えば、英国のパテントボックスについては、2021-2022年度には、1,510の企業がパテントボックス税制を適用し、減税総額は約14億ポンドとされている。^注

注: HM Revenue & Customs, *Patent Box relief statistics: September 2023*, 1.

The background of the slide features a city skyline at dusk or dawn, with a sky filled with soft, colorful clouds. Overlaid on this is a large, abstract graphic consisting of several wavy, translucent blue lines that flow across the upper half of the image. These lines have a fine grid pattern and a glowing effect, particularly on the right side where they transition from a lighter blue to a deeper cyan. On the left side, a large, semi-transparent white number '4' is positioned, serving as a backdrop for the title text.

4 事務連絡

令和6年度 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関するオンラインアンケート調査 ご協力をお願い

- 期間 2024年10月中旬以降（予定）
- 対象 国内企業 2,000社
- 回答方法 オンラインアンケート（IDとパスワードを郵送で送付）
- 設問 基本情報、研究開発税制の活用状況、
イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の活用見込み

The background of the image features a city skyline at sunset or sunrise, with a warm orange and yellow glow on the horizon. Overlaid on this are several large, flowing, wavy lines in shades of blue and white, creating a sense of movement and depth. The lines are composed of fine, parallel lines that create a mesh-like texture. The overall composition is modern and artistic.

閉会の挨拶

ご清聴ありがとうございました。
ご質問等ありましたら事務局にご連絡下さい。

Contact

InnovTax2024事務局
EY新日本有限責任監査法人

innov.tax2024@jp.ey.com